

国立大学法人鹿屋体育大学における男女共同参画推進のための行動計画

平成22年 1月21日
学 長 裁 定
改正 令和 6年 3月28日

行動計画1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実を図る。

- ・パンフレットやポスターの作成・掲示等により、男女共同参画社会の形成の促進を図る。
- ・講演会等を実施し構成員の意識改革の推進に努める。
- ・本学ホームページ等において、大学の取組みを積極的に発信する。

行動計画2 男女共同参画の趣旨を踏まえた教員採用を行う。

- ・教員採用の公募要領に、男女共同参画社会基本法の本質に則り教員の選考を行うことを明記し、女性研究者が応募しやすい環境づくりに努める。

行動計画3 女性教員の増加を目指す。

- ・女性教員の増加に向けたポジティブ・アクションに取り組み、その割合を引き上げていく。

行動計画4 大学運営における意思決定の場への女性の参画拡大を目指す。

- ・能力に応じて、女性教職員をより積極的に上位職位に登用するよう努める。
- ・意思決定機関等に占める女性比率を20%に引き上げることを目指す。

行動計画5 研究における男女共同参画の推進と女性研究者の研究環境の改善を図る。

- ・重点プロジェクト事業について、育児休業等を取得する場合には、事業の中断・再開等ができるようにする。

行動計画6 男女共同参画に関連した学生教育の充実を図る。

- ・学生の意識醸成のため、男女共同参画、ジェンダーに関連した授業科目を開講する。
- ・附属図書館においては男女共同参画に関連する図書資料を収集し、学生を含め構成員の理解を深めることとする。

行動計画7 ハラスメント等の防止・排除のための環境整備の充実を図る。

- ・ハラスメント等の防止・排除のための体制と取り組みの周知に努め、その機能を点検しつつ、充実を図る。

行動計画8 仕事と育児・介護等との両立に係る就業環境の整備と継続的な改善を図る。

- ・育児休業及び介護休業等両立支援制度の積極的な活用と周知に努め、育児や介護に関わる教職員を支援する。
- ・仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実を図るため男性の育児休業取得に努める。

行動計画9 その他男女共同参画推進のために必要な事項を実施する。

- ・超過勤務の縮減を図るとともに、年次休暇の計画的な使用を促進する。
- ・原則として17時以降の委員会等は行わないこととする。

附 則

この裁定は、平成22年 1月21日から施行する。

附 則（令 6. 3. 28）

この裁定は、令和 6年 3月28日から施行する。